

◎シルバー派遣事業とは

岐阜県シルバー人材センター連合会が派遣元となり会員のみを対象として「臨時的・短期的な就業」「その他の軽易な業務にかかる就業」の範囲において一般労働者派遣事業を行っています。

団塊の世代が定年退職を迎えることから、高齢者の多様な働き方に対応した雇用就業機会を確保するため「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第105号)」により、シルバー人材センターにおいて、届出により一般労働者派遣事業を実施できるようになりました。

この制度は、シルバー人材センター会員がシルバー人材センター連合会との雇用関係のもとに、派遣先の事業所等で指揮・命令を受けて働くという仕組みです。

社会保険や雇用保険の適用はありませんが、労災保険の適用があります。

就業の対価は、「賃金」がシルバー人材センター連合会から支払われます。

当センターではシルバー派遣事業は現在23事業所で行っています。

詳しくは事務所までお尋ね下さい。

◎シルバー派遣事業の仕組み

